

2 会 監 第 117 号

令和 2 年 8 月 7 日

会津若松市長 室 井 照 平 様

会津若松市監査委員 渡 部 啓 二

会津若松市監査委員 目 黒 章三郎

令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足  
比率の審査意見書について

会津若松市監査基準に準拠し、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、別紙のとおり意見書を提出します。

# 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

## 第1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく審査

## 第2 審査の対象

令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第3 審査の着眼点

全国都市監査委員会が定める「監査等の着眼点」の「第10 健全化判断比率等審査の着眼点」に基づき審査を行った。

## 第4 審査の主な実施内容

令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が財政健全化法に基づき適正に作成されているかどうかを確認するために、算定の基礎となる事項を記載した書類と関係諸帳簿及び資料との照合を行ったほか、関係職員から説明を聴取し、審査を行った。

## 第5 審査の実施場所及び日程

審査実施場所 監査事務局及び河東支所会議室

審査日程 令和2年7月14日から令和2年8月7日まで

## 第6 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類については、いずれも適正に作成されているものと認められる。

ア 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に定める健全化判断比率

（単位：％）

項 目	本市の数値		法に定める基準（令和元年度）	
	令和元年度決算	平成30年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	11.90	20.00
連結実質赤字比率	—	—	16.90	30.00
実質公債費比率	5.6	6.2	25.0	35.0
将来負担比率	27.2	28.0	350.0	

（注）実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額又は連結実質赤字額がないため、「—」で表示される。

イ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 2 項に定める資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	令和元年度 決算	平成 30 年度 決算	経営健全化基 準
会津若松市水道事業会計	—	—	20.0
会津若松市湊町簡易水道事業特別会計	—	—	20.0
会津若松市西田面簡易水道事業特別会計	—	—	20.0
会津若松市観光施設事業特別会計	—	—	20.0
会津若松市下水道事業特別会計	—	—	20.0
会津若松市地方卸売市場事業特別会計	—	—	20.0
会津若松市農業集落排水事業特別会計	—	—	20.0
会津若松市個別生活排水事業特別会計	—	—	20.0
会津若松市三本松地区宅地整備事業特別会計	—	—	20.0

(注) 資金不足比率については、資金不足額がないため、「—」で表示される。

## 第 7 審査の意見

### (1) 健全化判断比率及び資金不足比率

健全化判断比率及び資金不足比率については、早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており、財政健全化法に基づく財政健全化計画及び経営健全化計画の策定は必要としておらず、いずれも良好な状態を示している。

以下に、それぞれの比率について意見を述べる。

#### ア 健全化判断比率

##### ① 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等を対象に算定するものであり、ここで生じている赤字の大きさを標準財政規模に対する割合で表したものである。令和元年度の決算では平成 30 年度と同様、実質収支額が黒字であるため実質赤字額はなかった。実質赤字比率はマイナスとなり、早期健全化基準の 11.90%を下回っており、良好な状態を示している。

##### ② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、市の全会計（一般会計及び水道事業会計を含む全特別会計）の赤字や黒字を合算し、市全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示したものである。令和元年度の決算では、全ての会計が実質黒字（又は資金剰余）となっており、それらを合算した結果、平成 30 年度と同様、連結実質赤字額はなかった。連結実質赤字比率はマイナスとなり、早期健全化基準の 16.90%を下回っており、本市財政の健全化に問題は生じていない。

### ③ 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する市及び一部事務組合等の元利償還金及びそれに準じた経費等を対象に算定するもので、市の借入金に係る当該年度の返済額の大きさを財政規模に対する割合で表したものである。その値は3か年の平均値である。令和元年度の実質公債費比率は5.6%となり、平成30年度の6.2%と比較すると0.6ポイント改善した。これは、比率の算定要素である地方債の「繰上償還額等を除く元利償還金の額」等が減少したことが主な要因である。早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回っており、良好な状態を示している。

### ④ 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が負担すべき市及び一部事務組合並びに地方公社等の将来的な負担を算定するもので、市の現在抱える負債の大きさを財政規模に対する割合で表したものである。令和元年度の将来負担比率は27.2%となり、平成30年度の28.0%と比較すると0.8ポイント改善した。これは、比率の算定要素である「組合負担等見込額」などが増加したものの、減債基金への積立により「充当可能基金」が増加したことや、会津若松地方広域市町村圏整備組合の廃棄物処理施設整備事業に係る地方債の増加に伴い「基準財政需要額算入見込額」が増加したことが主な要因である。早期健全化基準の350.0%と比較するとこれを下回っており、良好な状態を示している。

## イ 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業会計（前記イ表に掲げられた特別会計）ごとに、公営企業の資金不足額を事業の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。令和元年度は、全ての会計において資金不足額が生じることはなかった。資金不足比率はマイナスとなり、経営健全化基準の20.0%を下回っており、良好な経営がなされている。

## (2) 年度間比較

項目	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成21年度
実質公債費比率	5.6%	6.2%	7.3%	18.5%
将来負担比率	27.2%	28.0%	31.7%	120.3%
地方債現在高 (普通会計)	45,732,471 千円	45,825,238 千円	45,273,007 千円	53,721,781 千円

平成29年度に7.3%あった実質公債費比率は、平成30年度6.2%、令和元年度5.6%と減少で推移している。平成21年度と令和元年度を比較すると12.9ポイント減少しており、着実に改善している。

将来負担比率も平成29年度31.7%、平成30年度28.0%、令和元年度27.2%と減少で推移している。平成21年度と令和元年度を比較すると93.1ポイント減少しており、大幅な改善が見られる。

なお、平成21年度に約537億円あった普通会計の地方債現在高は、平

成 29 年度に約 452 億円、平成 30 年度に約 458 億円、令和元年度に約 457 億円と、450 億円から 460 億円の間で推移している。

実質公債費比率及び将来負担比率の減少は、これまでの財政健全化に向けた取組の成果であると評価できる。

### (3) まとめ

本市では、公債費負担適正化計画の策定や市債残高低減に向けた取組を計画的に進めた結果、実質公債費比率及び将来負担比率の低減が図られた。そこで、必要な公共投資と健全な財政運営の両立を図るため、新たに市債管理の方針を定め、これに基づいて財政運営を行う取組を始めた。平成 30 年度から令和 3 年度までの 4 年間の合計で、普通会計（一般会計及び扇町土地区画整理事業特別会計）において、臨時財政対策債を除く市債の新規発行額を元金償還額以下に抑えていくというものである。

令和元年度は見直し期間の 2 年目に当たるが、市債管理の見直しを行った平成 30 年 9 月時点から社会情勢や事業内容が変化しており、それに対応しながら市債管理を行っている。具体的には、当初見込んでいなかった小中学校空調設備整備事業に係る起債の増額などである。今後は、個々の事業の進捗状況を見極めながら、優先順位を踏まえ、必要な公共投資と健全な財政運営の両立に努められたい。

さらに、市役所本庁舎の整備、会津若松地方広域市町村圏整備組合による廃棄物処理施設の整備等については、事業費の概算や整備年度、年次割等が判明次第、中長期的な財政負担を試算し、各年度の収支均衡が図られるよう、投資的経費及び市債発行額の調整を図られたい。

今後より一層、健全化判断比率及び資金不足比率をはじめ各種財政分析指標の水準及び動向に留意し、健全な財政運営、企業経営が維持されるよう求めるものである。